

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年 3 月16日提出
【計算期間】	第 1 特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月19日)
【ファンド名】	明治安田 J - R E I T 戦略ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 藤 公 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿 部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）は、不動産投資信託証券および日本国債に投資することにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／国内／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信／国内／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドの属性およびその定義 >

- | | | |
|------------------|-----|--|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | ... | 資産複合（その他資産（投資信託証券（不動産投信））、公債（資産配分変更型））
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産である投資信託証券（親投資信託など）のうち複数の資産による投資収益を実質的な源泉とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 |
| 2. 決算頻度による属性区分 | ... | 年12回（毎月）
目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | ... | 日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 4. 投資形態による属性区分 | ... | ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限500億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

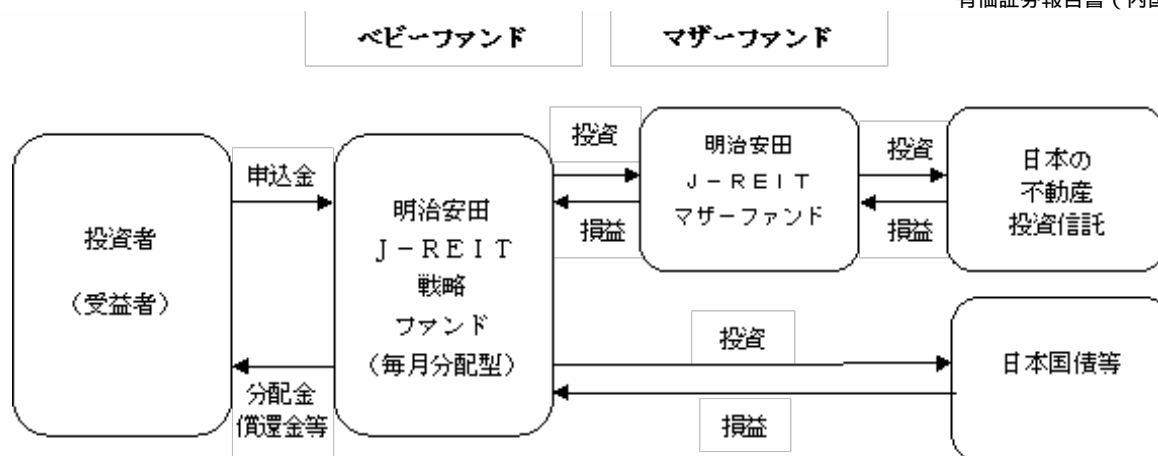
平成23年6月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。また、ファンドはマザーファンドへの投資比率を抑制する場合には直接、日本国債に投資を行います。

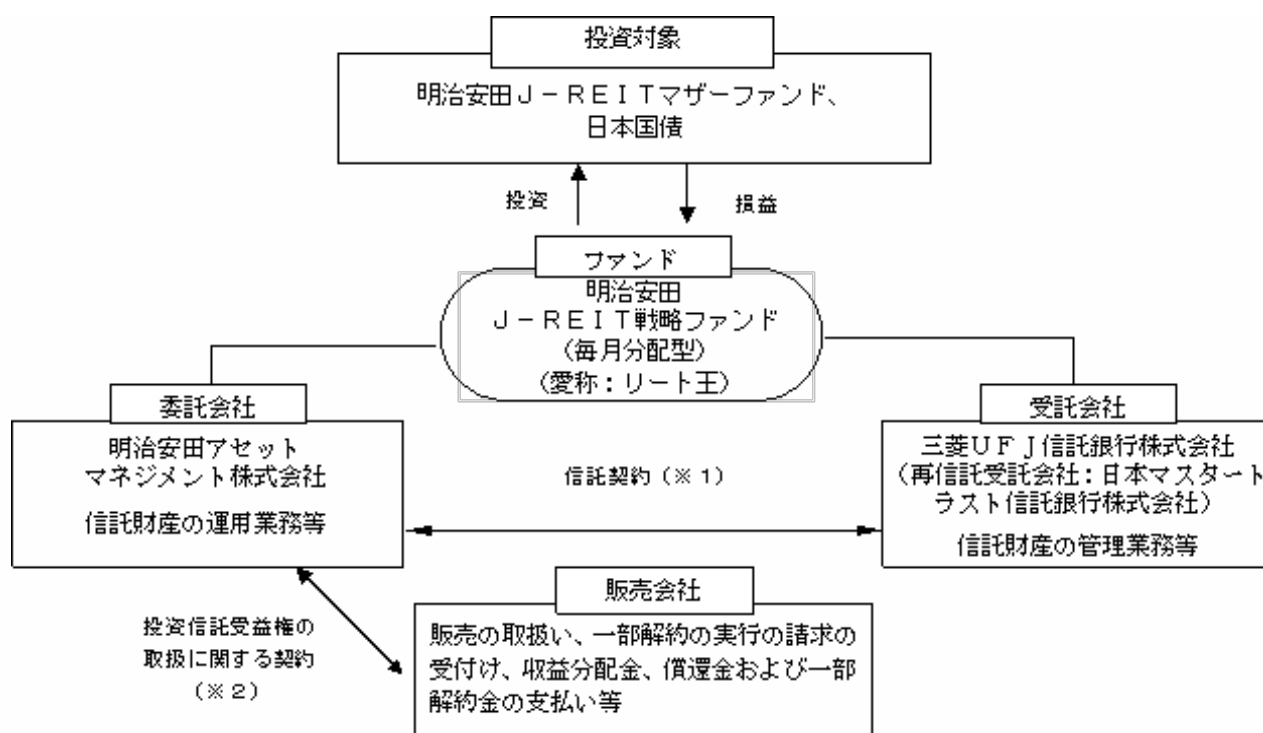
「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



(1) 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(2) 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデルシュトラッセ 24 - 24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

投資対象

明治安田J - R E I Tマザーファンド受益証券および日本国債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（以下「J - R E I T」ということがあります。）への投資を行います。
 社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。
2. リスク抑制の観点からイールドスプレッド等の変動に応じてマザーファンド（J - R E I T）の組入比率を調整します。

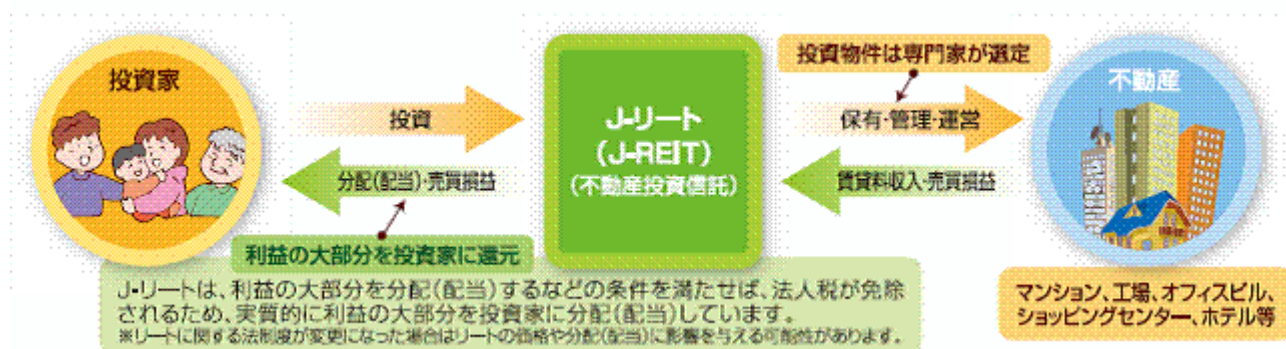
主としてJ-リートへの投資を行い、市場動向によっては投資配分（アロケーション）の変更を行います

- J-リートの投資配分を低下させた部分については日本国債に配分します。

J - リート（J - R E I T）について

R E I T（リート）とは、不動産投資信託のことをいいReal Estate Investment Trustの略称です。一般的に日本（Japan）の不動産投資信託のことをJ - R E I Tといいます（J - R E I Tは上場金融商品です）。

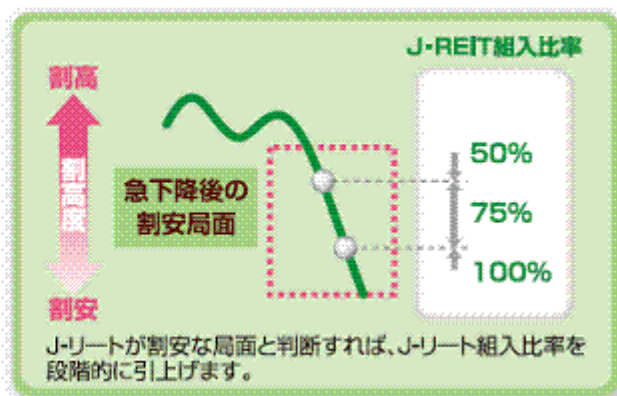
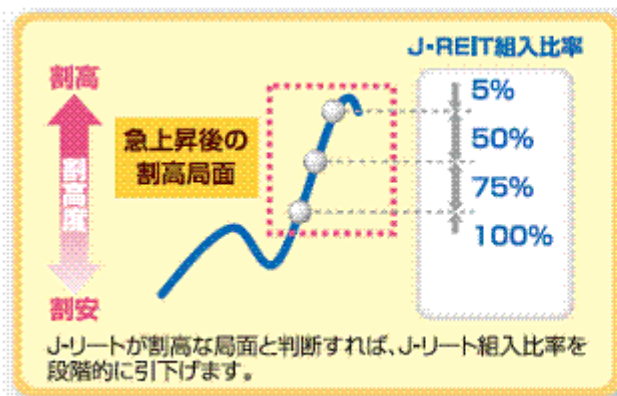
< リートの投資イメージ >



投資分配の変更は、J-リート市場の割高・割安局面を判断して行います

- J-リートの組入比率変更により価格変動リスクを抑えた運用をめざします。
 - リートと日本国債の利回り格差等を考慮してJ-リートの組入比率を変更します。
- 利回り格差とは、J-リート分配金利回りから10年日本国債利回りを控除した値のことをいいます。

局面によってJ-REITの投資分配（アロケーション）は変動します。



割高局面・割安局面については、流動性リスクや信用リスク等も考慮し、委託会社が判断して決定します。

上図は当ファンドの運用イメージ図であり、今後の投資成果を示唆するものではありません。

3. J-REITの組入比率を抑制する場合は、主として日本国債に投資を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、ます。）
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田J-REITマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

8. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
9. コマーシャル・ペーパー
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいい、有価証券に係るものに限りま。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号から第5号までの証券および第10号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第12号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券（ただし、投資法人債券を除きま。）を以下「投資信託証券」といいます。
- 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- 平成24年1月31日現在、ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある判断している不動産投資信託証券（REIT）の銘柄の内容は、次のとおりです。
- なお、投資対象銘柄の合併等の異動、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。
- ファンドが投資するREITの銘柄は、金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みま。）しているものとしています。詳しい内容は、当該上場REITの開示資料等をご参照下さい。

投資対象ファンドの名称	日本ビルファンド投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的および基本的性格として設立された法人であり、その資産の運用を委託する資産運用会社（日本ビルファンドマネジメント株式会社）がこれを運用するものです。 当投資法人の特色は、主として東京都心部、東京周辺都市部および地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物およびその敷地から構成される不動産ならびにかかる不動産を裏付けとする有価証券および信託の受益権その他の資産に投資することによって、中長期的な観点から、当投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことです。
委託会社(資産運用会社)の名称	日本ビルファンドマネジメント株式会社

投資対象ファンドの名称	ジャパンリアルエステイト投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とし、特に、主として「不動産等」および「不動産対応証券」の特定資産に投資し、中長期的な安定運用を目標とします。 当投資法人の投資する不動産および投資信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビルとし、投資対象地域は、わが国の政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。また、運用にあたっては、不動産および不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模などによっては、その他の不動産等および不動産対応証券への投資を行います。
委託会社(資産運用会社)の名称	ジャパン リアルエステイト アセット マネジメント株式会社

（参考）マザーファンドの概要

「明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券（以下、Ｊ－ＲＥＩＴとすることがあります。）を主要投資対象とします。

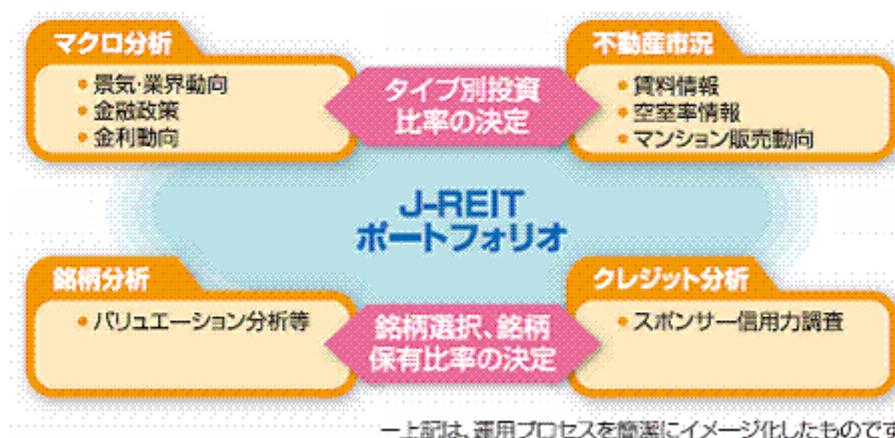
社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

(2)投資態度

Ｊ－ＲＥＩＴへの投資を通じ、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。

Ｊ－ＲＥＩＴの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。

<マザーファンドの運用プロセス>



1. マクロ分析や不動産市況等について、Ｊ－ＲＥＩＴ運用チームで協議し、オフィス型、住宅型、総合型リート等のタイプ別投資比率を決定します。

2. ポートフォリオマネジャーがタイプ別のリート毎に、分配金利回りやNAV倍率等のバリュエーションや、スポンサーの信用力、流動性等を考慮し、銘柄の保有比率を決定します。

3. Ｊ－ＲＥＩＴ運用チームで協議し、最終ポートフォリオを決定します。

Ｊ－ＲＥＩＴの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款所定の範囲で行います。

スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。

(3)【運用体制】

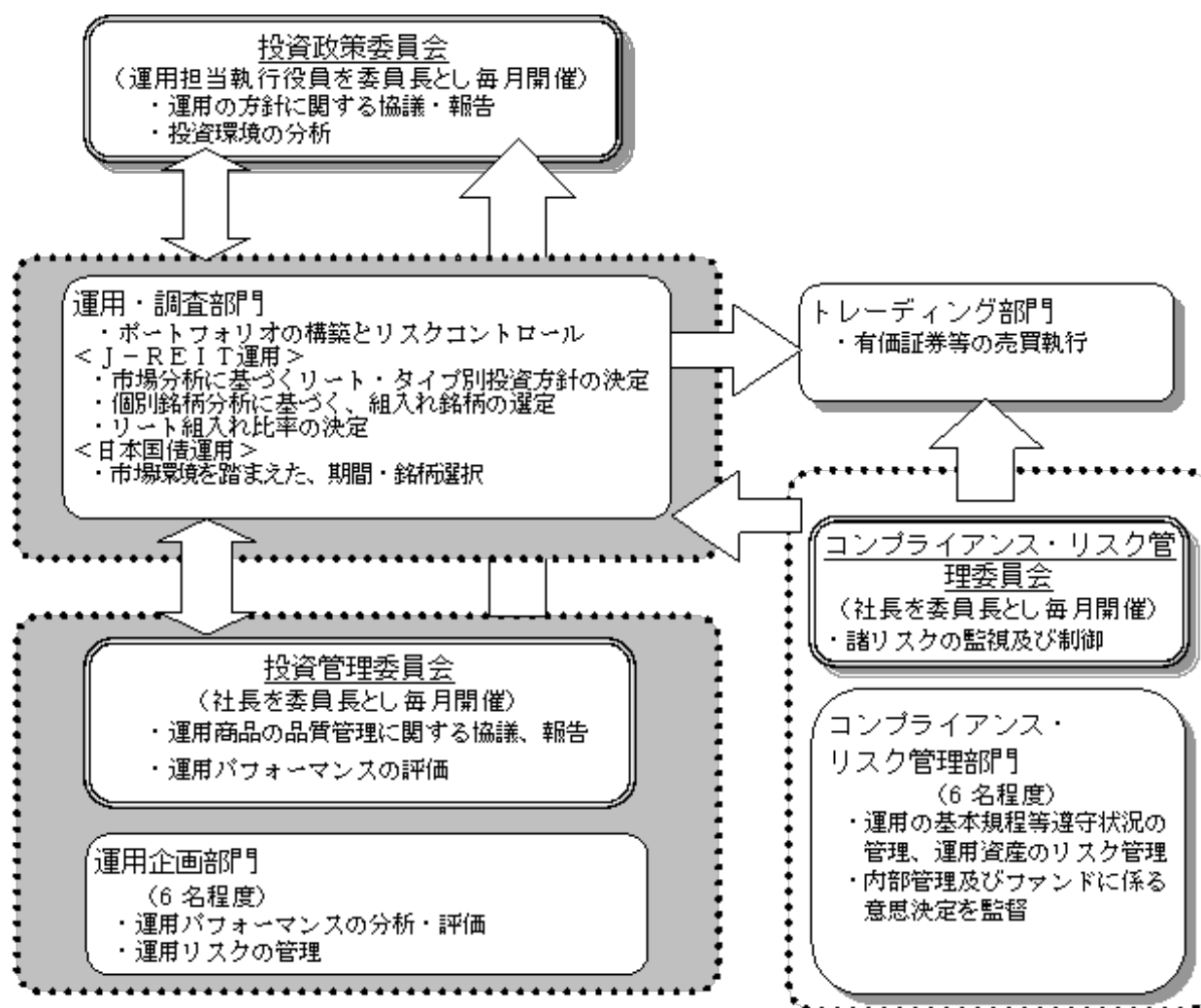
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

原則として毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日まで）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。

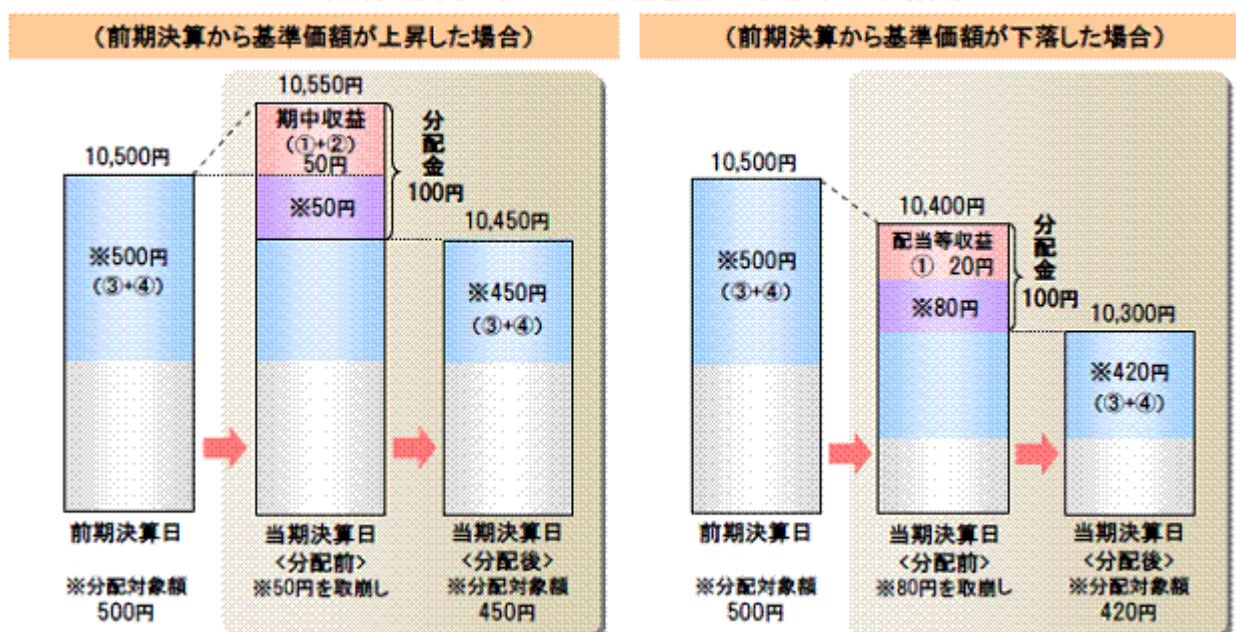
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

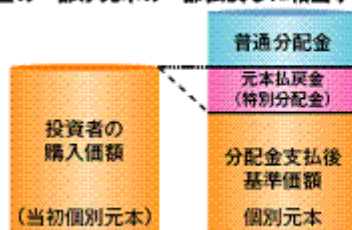


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金により構成されます。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

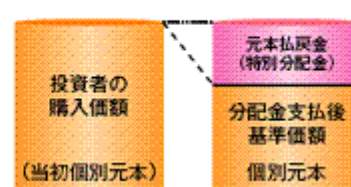
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金...個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）...個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5)【投資制限】

投資信託証券への実質投資割合

マザーファンドを通じて行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への直接投資は行いません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第19条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない範囲内で貸付けの指図をすること

ができます。

2. 上記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において信託財産に属さない公社債または下記 の規定により借り入れた公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第30条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、マザーファンドを通じて不動産投資信託（REIT）や、あるいは直接公債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

1. 値動きの主な要因

リートリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリーートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有

不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。

また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. その他のリスク・留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。

当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

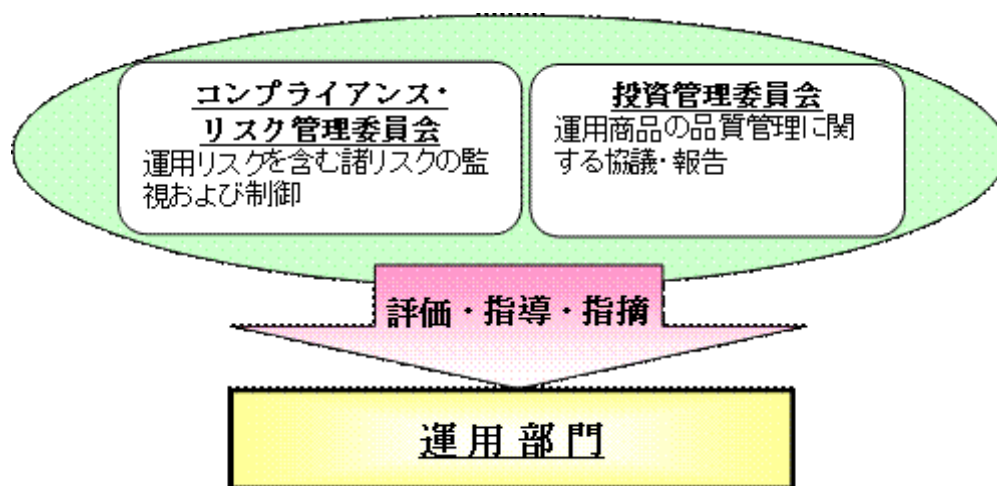
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。（以下同じ。）

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.945%（税抜0.90%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

信託報酬の合計	委託会社	販売会社	受託会社
年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、ならびに先物・オプション取引等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2)個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販

売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。

3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

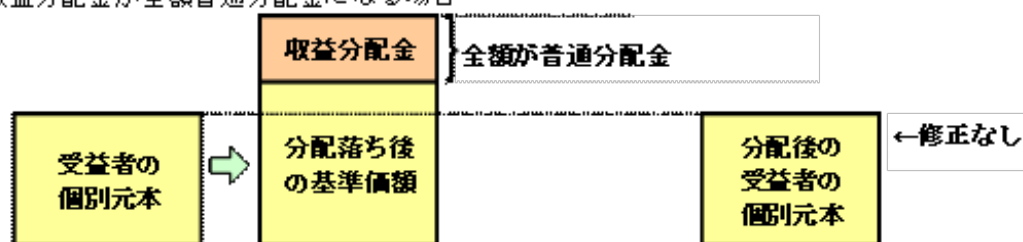
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

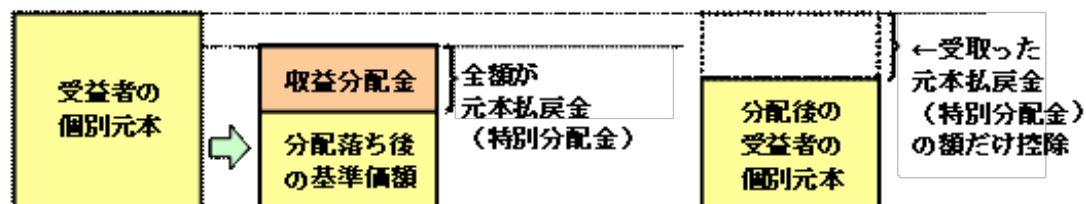
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

《収益分配金の課税と個別元本のイメージ》

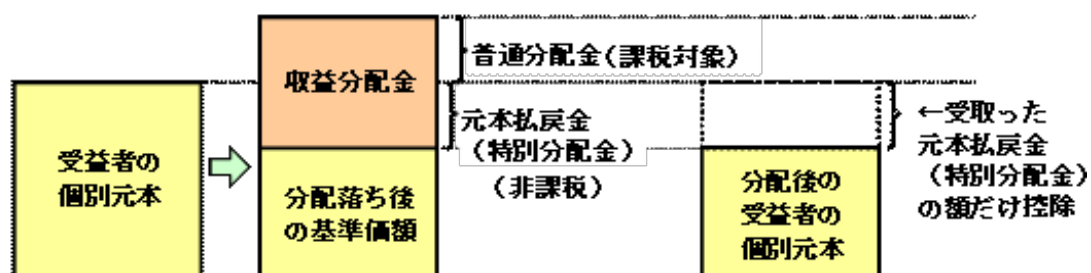
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額元本払戻金（特別分配金）になる場合



③収益分配金が普通分配金と元本払戻金（特別分配金）に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成24年1月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	429,759,508	98.62
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	6,019,979	1.38
合 計（純資産総額）	435,779,487	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	418,260,500	97.33
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		11,494,661	2.67
合 計（純資産総額）		429,755,161	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資比率 （％）
1	明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザー ファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	494,487,986	0.8370 413,886,444	0.8691 429,759,508	98.62

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.62
合計	98.62

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	87	787,175	68,484,280	684,000	59,508,000	13.85
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	65	787,773	51,205,294	667,000	43,355,000	10.09
3	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	213	159,152	33,899,549	137,500	29,287,500	6.81
4	日本	投資証券	日本ブライムリアルティ投資法人	161	212,961	34,286,809	181,900	29,285,900	6.81
5	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	240	122,790	29,469,812	110,500	26,520,000	6.17
6	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	319	92,195	29,410,219	83,000	26,477,000	6.16
7	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	35	709,114	24,819,012	609,000	21,315,000	4.96
8	日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	43	537,953	23,131,984	487,500	20,962,500	4.88
9	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	31	739,088	22,911,732	617,000	19,127,000	4.45
10	日本	投資証券	積水ハウス・ＳＩ投資法人	57	339,066	19,326,768	301,000	17,157,000	3.99
11	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	24	790,447	18,970,730	656,000	15,744,000	3.66
12	日本	投資証券	福岡リート投資法人	31	598,391	18,550,147	505,000	15,655,000	3.64
13	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	29	600,615	17,417,846	502,000	14,558,000	3.39
14	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	40	441,186	17,647,455	325,000	13,000,000	3.02
15	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	74	182,469	13,502,732	172,000	12,728,000	2.96
16	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	50	293,621	14,681,053	252,200	12,610,000	2.93
17	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	20	693,367	13,867,344	526,000	10,520,000	2.45
18	日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	23	533,829	12,278,081	407,500	9,372,500	2.18
19	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	23	414,717	9,538,499	391,500	9,004,500	2.10
20	日本	投資証券	ケネディクス不動産投資法人	35	276,093	9,663,288	224,000	7,840,000	1.82
21	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	24	175,513	4,212,323	176,400	4,233,600	0.99

（注）円換算評価額は円単位で表示しています。

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	97.33
合計	97.33

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期 別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間末（平成23年12月19日）	428,193,089	429,712,022	8,457	8,487

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成23年6月末日	501,359,943	9,990
平成23年7月末日	491,605,009	9,783
平成23年8月末日	488,771,139	9,747
平成23年9月末日	464,801,630	9,261
平成23年10月末日	453,458,163	9,002
平成23年11月末日	432,208,018	8,548
平成23年12月末日	428,671,257	8,432
平成24年1月末日	435,779,487	8,534

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（平成23年6月30日から平成23年12月19日まで）	90

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（平成23年6月30日から平成23年12月19日まで）	14.53

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額に当該特定期間の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間（平成23年6月30日から平成23年12月19日まで）	507,675,608	1,364,340

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
4. 申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
申込手数料につきましては、販売会社または下記委託会社にお問合せください。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、定期引出契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）を締結することにより、実際に収益分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・信託の一部解約（解約請求制）
 1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 2. 一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができるものとします。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

REIT(不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額につきましては、販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月19日から翌月18日までとすることを原則とします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2.から4.までの手続を行うことが困難な場合においては適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1. の事項のうちその内容が重要なもの（変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該買取請求の内容および買取請求の手續事項は、上記「 信託の

終了および繰上償還条項」および「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、6月および12月の計算期間終了毎及び償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 上記1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該買取請求の内容及び手続事項は、上記3 資産管理等の

概要(5)その他「 信託の終了および繰上償還条項」および「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6 ヶ月未満であるため、財務諸表は6 ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成23年6月30日から平成23年12月19日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治安田J-REIT戦略ファンド（毎月分配型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第１期特定期間末 （平成23年12月19日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,278,988
親投資信託受益証券	423,776,204
未収利息	10
流動資産合計	430,055,202
資産合計	430,055,202
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,518,933
未払受託者報酬	18,962
未払委託者報酬	322,332
その他未払費用	1,886
流動負債合計	1,862,113
負債合計	1,862,113
純資産の部	
元本等	
元本	506,311,268
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	78,118,179
（分配準備積立金）	2,859,509
元本等合計	428,193,089
純資産合計	428,193,089
負債純資産合計	430,055,202

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期特定期間 （自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月19日）
営業収益	
受取利息	1,481
有価証券売買等損益	70,923,796
営業収益合計	70,922,315
営業費用	
受託者報酬	115,362
委託者報酬	1,961,014
その他費用	11,479
営業費用合計	2,087,855
営業利益又は営業損失（　）	73,010,170
経常利益又は経常損失（　）	73,010,170
当期純利益又は当期純損失（　）	73,010,170
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	68,322
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,826
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,826
剰余金減少額又は欠損金増加額	654,775
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	654,775
分配金	4,536,382
期末剰余金又は期末欠損金（　）	78,118,179

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成23年6月30日から平成23年12月19日までとなっております。
4. 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期特定期間末 (平成23年12月19日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	506,311,268口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	78,118,179円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	0.8457円
(10,000口当たり純資産額)	(8,457円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期特定期間
(自 平成23年 6 月30日
至 平成23年12月19日)

分配金の計算過程

第 1 期（平成23年 6 月30日から平成23年10月18日まで）計算期間末における分配対象額5,881,324円(10,000口当たり117円16銭)のうち、1,505,829円(10,000口当たり30円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,876,596円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	4,728円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	5,881,324円
期末受益権口数	F	501,943,085口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	117円16銭
10,000口当たりの分配金額	H	30円00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	1,505,829円

分配金の計算過程

第 2 期（平成23年10月19日から平成23年11月18日まで）計算期間末における分配対象額4,753,808円(10,000口当たり94円33銭)のうち、1,511,620円(10,000口当たり30円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	359,000円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	24,424円
分配準備積立金額	D	4,370,384円
分配対象額（A + B + C + D）	E	4,753,808円
期末受益権口数	F	503,873,360口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	94円33銭
10,000口当たりの分配金額	H	30円00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	1,511,620円

第1期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月19日)		
分配金の計算過程 第3期（平成23年11月19日から平成23年12月19日まで）計算期間末における分配対象額4,423,240円(10,000口当たり87円35銭)のうち、1,518,933円(10,000口当たり30円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	1,160,932円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	44,798円
分配準備積立金額	D	3,217,510円
分配対象額（A + B + C + D）	E	4,423,240円
期末受益権口数	F	506,311,268口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	87円35銭
10,000口当たりの分配金額	H	30円00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	1,518,933円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第1期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月19日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第１期特定期間 (自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月19日)
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第１期特定期間（自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月19日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

１．元本の移動

	第１期特定期間 (自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月19日)
期首元本額	501,870,000円
期中追加設定元本額	5,805,608円
期中一部解約元本額	1,364,340円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

	第１期特定期間 (自 平成23年 6月30日 至 平成23年12月19日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,873,384
合計	6,873,384

３．デリバティブ取引関係

第１期特定期間末（平成23年12月19日現在）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成23年12月19日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年12月19日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	494,487,986	423,776,204	
合計		494,487,986	423,776,204	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成23年12月19日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,202,313
投資証券	412,686,200
未収配当金	1,876,101
未収利息	15
流動資産合計	423,764,629
資産合計	423,764,629
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	494,487,986
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	70,723,357
元本等合計	423,764,629
純資産合計	423,764,629
負債純資産合計	423,764,629

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成23年12月19日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成23年6月30日から平成23年12月19日までとなっております。
4. 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(その他の注記)

(平成23年12月19日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月19日）の元本状況	
期首（平成23年6月30日）の元本額	497,000,000円
対象期間中の追加設定元本額	-円
対象期間中の一部解約元本額	2,512,014円
平成23年12月19日現在の元本額の内訳	
明治安田 J - R E I T 戦略ファンド（毎月分配型）	494,487,986円
計	494,487,986円
2. 元本の欠損	70,723,357円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8570円
（10,000口当たり純資産額）	(8,570円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式（平成23年12月19日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成23年12月19日現在)

通貨	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
日本円	日本アコモデーションファンド投資法人	37	534,000	19,758,000	
	森ヒルズリート投資法人	50	248,600	12,430,000	
	産業ファンド投資法人	23	390,000	8,970,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	213	145,200	30,927,600	
	日本ビルファンド投資法人	87	674,000	58,638,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	65	613,000	39,845,000	
	日本リテールファンド投資法人	240	114,200	27,408,000	
	オリックス不動産投資法人	40	321,000	12,840,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	161	191,800	30,879,800	
	グローバル・ワン不動産投資法人	29	488,000	14,152,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	23	402,000	9,246,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	319	82,500	26,317,500	
	森トラスト総合リート投資法人	24	596,000	14,304,000	
	フロンティア不動産投資法人	35	658,000	23,030,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	31	650,000	20,150,000	
	福岡リート投資法人	31	504,000	15,624,000	
	ケネディクス不動産投資法人	35	218,000	7,630,000	
	積水ハウス・S I 投資法人	41	294,300	12,066,300	
	大和証券オフィス投資法人	45	160,000	7,200,000	
	阪急リート投資法人	12	326,500	3,918,000	
	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	36	482,000	17,352,000	
投資証券計		1,577		412,686,200	
合計				412,686,200	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
日本円	投資証券21銘柄	97.4%	100.0%

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成24年1月31日現在)

資産総額	435,924,450 円
負債総額	144,963 円
純資産総額 (-)	435,779,487 円
発行済数量	510,630,029 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8534 円

（参考）マザーファンドの現況

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

（平成24年1月31日現在）

資産総額	442,304,092 円
負債総額	12,548,931 円
純資産総額（ - ）	429,755,161 円
発行済数量	494,487,986 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8691 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	131 本	417,671,527,768 円
単位型株式投資信託	3 本	3,412,942,583 円
合 計	134 本	421,084,470,351 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	¹ 550,685	¹ 544,381
未収投資助言報酬	¹ 126,638	¹ 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 69,910	² 135,328
器具備品	² 136,629	² 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
固定負債		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,738	¹ 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 212	² 13,467
合併関連費用	-	³ 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
株主資本合計		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。 2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）																				
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>35,828千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>126,638千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>204,060千円</td></tr> </table> 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>76,292千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>244,766千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	35,828千円	未収投資助言報酬	126,638千円	長期差入保証金	204,060千円	建物	76,292千円	器具備品	244,766千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>9,887千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>181,486千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>190,313千円</td></tr> </table> 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>118,809千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>324,154千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	9,887千円	未収投資助言報酬	181,486千円	長期差入保証金	190,313千円	建物	118,809千円	器具備品	324,154千円
未収運用受託報酬	35,828千円																				
未収投資助言報酬	126,638千円																				
長期差入保証金	204,060千円																				
建物	76,292千円																				
器具備品	244,766千円																				
未収運用受託報酬	9,887千円																				
未収投資助言報酬	181,486千円																				
長期差入保証金	190,313千円																				
建物	118,809千円																				
器具備品	324,154千円																				

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）						
1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。	1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>1,075千円</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>12,392千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>13,467千円</td></tr> </table> 3 主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。	器具備品	1,075千円	ソフトウェア	12,392千円	計	13,467千円
器具備品	1,075千円						
ソフトウェア	12,392千円						
計	13,467千円						

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

（有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2．退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3．退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）		第25期 （平成23年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払費用否認	4,207	税務上の繰越欠損金	468,586
賞与引当金繰入限度超過額	31,985	税務上の繰延資産償却超過額	69,633
ゴルフ会員権評価損否認	2,441	退職給付引当金繰入限度超過額	48,580
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	賞与引当金繰入限度超過額	42,292
未払事業税	2,984	その他	106,485
未払福利厚生費否認	11,011	繰延税金資産小計	735,577
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	評価性引当額	586,024
税務上の繰越欠損金	13,086	繰延税金資産合計	149,552
その他	4,303	繰延税金負債	
繰延税金資産小計	96,109	資産除去費用	6,928
評価性引当額	21,972	繰延税金負債合計	6,928
繰延税金資産合計	74,136	繰延税金資産の純額	142,624
繰延税金負債	-		
繰延税金資産の純額	74,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%		
住民税均等割	5.82%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%		

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式 6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１６年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額	462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失	25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額（千円）	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	18,887

1株当たり当期純利益

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
期中平均株式数(株)	12,601	15,735

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="193 1798 759 1993"> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円	
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況**1. 中間財務諸表の作成方法について**

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,606,958
未収委託者報酬	421,552
未収運用受託報酬	651,064
未収投資助言報酬	186,585
その他	97,774
貸倒引当金	8,101
流動資産合計	8,955,834
固定資産	
有形固定資産	¹ 290,303
無形固定資産	35,616
投資その他の資産	191,929
長期差入保証金	190,699
その他	49,230
貸倒引当金	48,000
固定資産合計	517,848
資産合計	9,473,683
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	174,567
未払法人税等	9,497
賞与引当金	98,271
その他	² 271,683
流動負債合計	561,335
固定負債	
退職給付引当金	134,119
資産除去債務	55,223
固定負債合計	189,342
負債合計	750,678
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,033,179
利益剰余金合計	4,208,221
株主資本合計	8,723,004
純資産合計	8,723,004
負債純資産合計	9,473,683

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,607,539
受入手数料	13,281
運用受託報酬	1,013,938
投資助言報酬	170,235
営業収益合計	2,804,994
営業費用	
支払手数料	749,869
その他営業費用	670,350
営業費用合計	1,420,220
一般管理費	¹ 1,244,679
営業利益	140,094
営業外収益	² 5,379
営業外費用	756
経常利益	144,717
特別利益	-
特別損失	3,945
税引前中間純利益	140,772
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	142,624
法人税等合計	143,769
中間純損失（ ）	2,996

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
その他資本剰余金	
当期首残高	2,854,339
当中間期変動額	-
当中間期末残高	2,854,339
資本剰余金合計	
当期首残高	3,514,783
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,036,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失（ ）	2,996
当中間期変動額合計	2,996
当中間期末残高	1,033,179
利益剰余金合計	
当期首残高	4,211,217
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失（ ）	2,996
当中間期変動額合計	2,996
当中間期末残高	4,208,221
株主資本合計	
当期首残高	8,726,001
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純損失（ ）	2,996
当中間期変動額合計	2,996
当中間期末残高	8,723,004

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

会計方針の変更

該当事項はありません。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	126,035千円
器具備品	322,357千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	35,752千円
無形固定資産	6,128千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	2,085千円
保険契約返戻金・配当金	2,275千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	7,606,958	7,606,958	-
(2) 未収委託者報酬	421,552	421,552	-
(3) 未収運用受託報酬	651,064	651,064	-
(4) 未収投資助言報酬	186,585		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,101		
	178,484	178,484	-
(5) 長期差入保証金	190,699	186,321	4,377
資産計	9,048,758	9,044,381	4,377
(1) 未払手数料	174,567	174,567	-
負債計	174,567	174,567	-

（1）未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	54,977千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	246千円
当中間会計期間末残高	<u>55,223千円</u>

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	1,607,539	13,281	1,013,938	170,235	2,804,994

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	309,680

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	461,852円32銭
1株当たり中間純損失金額	158円65銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
中間純損失金額（千円）	2,996
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失金額（千円）	2,996
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

(平成23年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成23年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
明治安田生命保険相互会社	¹ 470,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

明治安田生命保険相互会社は、平成23年6月30日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。分配金再投資コースの場合の分配金再投資は行われます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86％）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕**1. 名称、資本金の額及び事業の内容**

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成23年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

(1)臨時報告書

平成23年10月25日、平成23年11月25日

独立監査人の監査報告書

平成24年2月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田J-R E I T戦略ファンド（毎月分配型）の平成23年6月30日から平成23年12月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田J-R E I T戦略ファンド（毎月分配型）の平成23年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 27 日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。